

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 6月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理建屋換気空調系空調機給気フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
2	1号機	原子炉建屋地階高圧注水系ポンプ室南側壁面上部サポート部より地下水のリーク（連続滴下程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	4号機	中央操作室放射線モニタ記録計盤ダストモニタ（気体廃棄物処理系サンプリングラック室）電源表示灯に不点灯が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	4号機	残留熱除去系停止時冷却配管外側隔離弁に動作不良（弁駆動用電動機が停止）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	5号機	主蒸気、復水関係温度記録計の打点23（高圧復水ポンプ（C）軸受温度）に指示不良（ハンチング）及び「軸受温度高」の警報発生が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
6	5号機	不活性ガス系原子炉格納容器窒素封入用液体窒素蒸発器液体窒素入口弁にグラブリーク（連続滴下程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	5号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）出口電動弁の開操作において、駆動電動機に「過負荷トリップ」の警報発生が認められたため、対応検討	C	
8	5号機	低圧復水ポンプ（A）軸シール水流量に低下が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	6号機	廃棄物処理系フィルタ材保持ポンプ（A、B）洗浄水入口弁のシートパスと思われる、配管内圧上昇が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	6号機	取水設備バースクリーン（10台）に貝や藻の付着が認められたため、当該バースクリーンを点検・清掃	D	
11	集中環境施設	1、2階洗濯設備室通気口用防火ダンパ通気ルーバに詰まりが認められたため、当該ルーバを点検・清掃	D	
12	集中環境施設	濃縮廃液乾燥固化設備貯槽換気脱塩塔再生用ブロウに「ブロウ（B）出口流量低」の警報発生が認められたため、当該ブロウを点検・修理	D	
13	集中環境施設	高温焼却炉設備廃棄物移送箱転倒機の蛇腹ガイドローラ部の脱落及び変形並びに取付ボルトの脱落が認められたため、当該部を点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで